伐木作業等における安全衛生管理状況自主点検票

番　号	点　検　項　目
1	日常的な安全衛生活動
(1)	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医又は安全衛生推進者を選任し、作業者の危険又は健康障害を防止する等の業務を行わせている。
(2)	常時使用する労働者に対し、１年以内ごとの定期健康診断、チェーンソー等の振動工具を扱う者を対象とした振動障害防止健康診断を実施している。
(3)	作業開始前の危険予知活動（KY活動）を実施するとともに、ヒアリハット等の報告を行っている。
(4)	緊急時の連絡方法、災害発生場所から医療機関までの移送方法、作業現場に持ち込む負傷者の手当に必要な救急用具及び材料などの内容を掲示する等により周知している。
(5)	安全衛生教育を雇入れ時及び作業内容変更時に実施している。
(6)	安全衛生委員会等が定期的に開催されている。（日雇労働者を含め常時50人以上の労働者を雇用する事業場に設置する。）又は、同委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けている。
2	機械の安全等
(1)	機械の導入と更新に当たっては、事前に労働者の意見を聞き、それを反映させるための場が確保されている。
(2)	保護帽、耳栓、保護手袋、保護眼鏡（チェーンソー作業用保護衣）などが使いやすく、十分な性能があり、必要数備えられている。
(3)	事業場（事業所及び作業現場）において、４S活動（整理、整頓、清掃、清潔）を実施している。
(4)	日常点検（作業開始前、終了時）、月例点検及び年次点検を実施している。
(5)	機械に異常を認めた場合、直ちに補修その他の措置を行っている。
3	安全衛生教育等
(1)	チェーンソーを用いて作業を行う労働者に対して、特別教育を実施している。
(2)	機械集材装置を運転する労働者に対して、特別教育を実施している。
(3)	林内作業車を操作する労働者に対して、安全教育を実施している。
(4)	刈払機を用いて作業を行う労働者に対して、安全衛生教育を実施ししている。
(5)	現場の事前調査を実施したうえで、リスクアセスメントを実施している。

（　裏　面　へ　）

（注）自主点検結果報告書の「結果」欄の入力方法は、以下のとおりです。

- 「○」：取組を行っている。
- 「△」：一部取り組みを行っている（改善の余地あり）。
- 「×」：取組を行っていない。
- 「－」：対象業務なし。

4	安全作業
(1)	伐木作業
①	受け口及び追い口を伐倒する立木の直径に応じて、正しく設けて、「つる」を必ず確保している。
②	枝がらみ、つるがらみの立木を伐倒する場合は、熟練労働者に行わせている。
③	伐倒作業等に際しては、呼子等の定められた合図を励行している。また、指差し呼称を必ず励行している。
④	伐倒方向の反対側など、十分に安全確保がなされた場所を退避場所に選定している。
⑤	立木を伐倒する場合には、伐倒木の樹高の２倍以上の距離の範囲内に、他の労働者を立ち入らせない措置を講じている。
⑥	かかり木処理作業は、フェリングレバー、けん引具などの機械器具を使用して、適切なかかり木処理を行い、禁止事項は遵守している。
(2)	刈払機作業
①	急傾斜地での刈払機作業は行わず、鎌などを用いて手刈りで行っている。
②	キックバックを防止するため、往復刈りはしないよう作業している。
③	傾斜地は滑りやすいので、スパイク付きの履物を履いている。
④	刈払機を用いて作業を行う場合、労働者から５メートル以内を危険区域とし、この区域に他の労働者を立ち入らせない措置を講じている。
⑤	作業中、労働者が近づく場合は、合図を行い、刈払機の刈刃が停止したことを確認した上で近づいている。

（注）自主点検結果報告書の「結果」欄の入力方法は、以下のとおりです。

- 「〇」：取組を行っている。
- 「×」：取組を行っていない。
- 「△」：一部取り組みを行っている（改善の余地あり）。
- 「－」：対象業務なし。